

全国の生活保護、過去最多141万世帯と・・・

大阪府は113,818世帯、西成区は25,000世帯くらい？

大阪府の場合、開始件数は減少気味だが半年間で四千世帯増！

少し古い話題ですが、今年12月、厚生労働省が昨年

10月に生活保護を受けた人の人数を発表しました

(左表の平成22年10月参照)。

人数では、統計を取り始めた1951年度以降で過

去三番目の高水準、世帯数では過去最多となったそう

です。

表の中の「大阪」は、大阪府・堺市

を除いた大阪府下の数字、「東京」は東

京特別区を含む東京都の数字です。

2008(平成20)年の月平均と2

010(平成22年)10月の数字を比べ

ると、全国では約26万9千世帯増加

し、大阪府では約2万3千世帯増加

していることがわかります。

「保護廃止」もかなりの数あります

が、生活保護受給者に高齢者が多いの

平成22年10月	被保護世帯数			被保護実人員			保護開始世帯数	保護廃止世帯数
	総数	現に保護を受けたもの	保護停止中のもの	総数	現に保護を受けたもの	保護停止中のもの		
全 国	1,417,820	1,412,774	5,046	1,964,208	1,957,382	6,826	25,465	16,894
大 阪	59,854	59,651	203	89,892	89,579	313	975	622
大 阪 市	113,818	113,101	717	147,210	146,336	874	2,514	2,069
東 京	196,556	196,104	452	258,623	258,003	620	4,155	2,975

平成22年4月	被保護世帯数			被保護実人員			保護開始世帯数	保護廃止世帯数
	総数	現に保護を受けたもの	保護停止中のもの	総数	現に保護を受けたもの	保護停止中のもの		
全 国	1,353,236	1,349,376	3,860	1,874,335	1,869,052	5,283	28,706	15,512
大 阪	57,104	56,954	150	85,924	85,664	260	1,105	618
大 阪 市	109,625	109,108	517	141,672	141,026	646	3,326	2,176
東 京	186,650	186,283	367	245,223	244,712	511	4,151	2,251

平成22年10月と4月の差	被保護世帯数			被保護実人員			保護開始世帯数	保護廃止世帯数
	総数	現に保護を受けたもの	保護停止中のもの	総数	現に保護を受けたもの	保護停止中のもの		
全 国	64,584	63,398	1,186	89,873	88,330	1,543	-3,241	1,382
大 阪	2,750	2,697	53	3,968	3,915	53	-130	4
大 阪 市	4,193	3,993	200	5,538	5,310	228	-812	-107
東 京	9,906	9,821	85	13,400	13,291	109	4	724

平成20年月平均	被保護世帯数	
	総数	現に保護を受けたもの
全 国	1,148,766	1,145,913
大 阪	48,960	48,835
大 阪 市	90,040	89,749
東 京	158,077	157,738

平成20年月平均と22年10月との差	被保護世帯数	
	総数	現に保護を受けたもの
全 国	269,054	266,861
大 阪	10,894	10,816
大 阪 市	23,778	23,352
東 京	38,479	38,366

で、廃止理由の3割は「死亡」によるものです。日本全体の人口減は、少子化であると同時に高齢者の死亡数の増加によるものですから、生保受給者数が将来的に減少に転じることは明らかです。

増加の原因は、高齢化と長引く景気の低迷。生活保護

制度は「命のきずな」、活用に恥じること無し！

市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

大阪市立更生相談所にできること

1) 医療相談

体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護（入院保護）ということになります。

2) 施設相談

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。

最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。市更相に持っていきましょう。

市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

注記：敷金のいらない賃貸住宅（マンション・アパート）に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くことになります。